

45 徴兵制と徴兵忌避

～徴兵逃れと弾丸除け信仰～

1 徴兵令と人々の混乱

1873（明治6）年1月10日、政府は徴兵令を制定した。徴兵令は、満20歳以上の男子を徴集し、常備軍（抽選によって選ばれ3年間の全日勤務に服す）、第一後備軍（常備軍を終えた後の2年間に年一度の短期勤務に服す）、第二後備軍（第一後備軍を終えた後の2年間、勤務義務はないが軍に所属する）の計7年間の兵役義務を定めていた。また、免役された者を除く満17歳から40歳までのすべての男子を国民軍の兵籍に登録した。制定当初の免役規定は、身長5尺1寸（約

154.5cm）未満の者、戸主（世帯主）、嗣子（相続者＝長男等）、徴兵在役者の兄弟、徒刑以上に処せられた罪人、官吏、官公立学校の生徒、免役料（代人料）270円の納入者などであった。徴兵令の制定は、人々に多くの不安と混乱をもたらした。江戸時代の身分制社会のもとで、「仁政は武家の務め、年貢は百姓の務め」とされてきた民衆にとって、理不尽にも戦争に動員されて命を失うことへの恐怖と、一家の貴重な労働力を奪われることの経済的負担は大変なものであった。そのため、岡山県美作地方の一揆など、西日本を中心に徴兵反対一揆（血税一揆）が各地で起こった。

〔前略〕然ルニ去ル十月再ヒ兵丁ノ検査有ル砌、第四大区三ノ小区有渡郡清水村農神戸半三郎二男伊之助ハ其格ニ当レルヲ悲ミ、兎角シテ此役ヲ免レント、己レノ惣身工漆ヲ塗り、腫爛レタル儘ニテ試査ノ場所ヘ出ケル故、尋常ナラヌ容体、乍ニ其事柄露見シ、県庁エ引レ吟味ノ上村預ケニ相成タルヨシ、追日本人平癒ノ上ハ嚴重ノ御処分モ有ベキ歟、嗚呼無智蒙昧ノ者ト雖モ、父母ヨリ受シ身体ヲ毀傷シテ天地ノ罪人トナリシハ悪ム可モ亦愁ムヘシ、人ニシテ道ヲ聞サルハ禽獸ニモ劣リタル行アルコト、古今枚挙スルニ遑ナシ、是学校ノ設無ル可カラサル所以ナリ、是其区长タル者学校ニ心ヲ用ユルコト薄ク、平日教諭ノ粗ナルコト思フヘシ、

〔静岡県史〕資料編16近現代一 734頁

〔史料1〕「徴兵忌避の動きを難す」 明7・11月

〔静岡新聞〕二四号

2 徴兵逃れ

静岡県下では、一揆には至らなかったものの、徴兵逃れのための養子縁組をする、遠方へ逃亡する、自分の身体を故意に傷つけるなど、徴兵忌避の行為が見られた。〔史料1〕は、有渡郡清水村（静岡市清水区）の農民が、兵役を逃れようとして全身に漆を塗り、皮膚が爛れた状態で検査を受けたところ、そのことが露見して処罰されたというものである。記者は、忌避者を「無智蒙昧ノ者」とし、その行為を禽獸にも劣ると断ずるとともに、学校を設けなければならないことの根拠ともしている。この記事からは、当時の知識人たちが、学校教育による民衆の教化と徴兵制とを不可分なものとして認識していたことがうかがわれる。

徴兵制への不安は、人々の間で様々な風説や信仰を生み出すこととなった。〔史料2〕は、吉原（富士市）で、徴兵検査にあわせて、17歳から19歳までの娘はサハリン（樺太）に送られるとの風説が流

〔前略〕（吉原駅ノ神尾六左衛門）ノ報告ニ、二月廿八日頃ヨリ本駅内外凡ノ処女アルノ家、俄ニ配偶ヲ求め、或ハ仮ニ親戚朋友ノ養女ト為シ奔走狼狽、其体甚奇ナリ、若闖ノ説ヲ聞クニ、近日天朝ヨリ命令アリテ、十七歳ヨリ十九歳マデノ処女ハカラフトハ遣サル、ト云リ、種々弁論レトモ、多クハ解釈スルコト能ハス、小民ノ愚美ニ愁ムベシ、他日若是等ノ浮説アラハ戸長徒、速ニ弁解アリ度コトナリト云、

〔史料2〕「処女カラフトに送らるゝと流言あり」 明6・3月

〔静岡新聞〕四号

〔静岡県史〕資料編16近現代一 721頁

れたため、親たちが娘の婿^{むこ}捜しに奔走^{ほんそう}しているとの報告である。また、〈史料3〉は、1873（明治6）年2月の第1回徴兵検査の際に、徴兵逃れを祈願した人々の様子を記録したものである。ただ、このころはまだ、特定の寺社に対する信仰が成立するまでには至っていなかったとみられる。

3 徴兵令改正と神仏祈願

さて、先にあげたように、徴兵令の制定当初は広範な免役規定が設けられていた。そのため、1879（明治12）年には、全国の徴兵対象者約32万人のうち、28万7千人余りが免役となった。この年、政府は徴兵令を改正し、常備軍3年、予備軍3年、後備軍4年、その後国民軍に編入することとして兵員の確保を図った。加えて、免役と平時免役と

に分け、50歳未満の者の嗣子・養子には免役を認めないなど、免役規定の制限を行った。さらに、1883年には、代人制を廃止し、免役制を平時における徴集猶予制に改め、猶予対象者を60歳以上の者の嗣子・養子などとした。また、満17歳以上27歳未満で官立府県立学校の卒業証書を有する者は1年間現役に服せばよいという1年志願兵制がつくられた。1889年には徴兵令の大改正が行われ、国民皆兵の原則のもとで、戸主に認められていた平時徴集猶予制も全廃された。こうして相次ぐ徴兵令の改正により、資産家以外の一般民衆が合法的に徴兵から逃れる道は閉ざされていった。

このような状況のなかで、人々の間に現役徴集の抽選からはずれることを祈る神仏信仰がはやることとなった。やがて、日清・日露戦争からアジア・太平洋戦争へと日本が戦争の道を突き進み、多くの兵士が戦地に赴くようになると、徴兵^よ除けの信仰は弾丸^{たまよ}除けの信仰に転化した。県下では、奥山^{ほうこう}方広寺半僧坊（浜松市北区引佐町）や龍爪山^{りゅうそうざん}穂積神社（静岡市葵区）などが徴兵除け・弾丸除け信仰で知られている。もともと、奥山半僧坊は様々な厄除け祈願や火防の神、龍爪山は農業の神・狩猟の神・鉄砲の神として信仰されていた。やがて、こうした寺社が徴兵除け・弾丸除けの信仰も受けるよ

うになったと考えられる。戦時期、これらの寺社には他県からも徴兵除け・弾丸除けの祈願が寄せられた。奥山半僧坊では千本^{のぼり}幟の風習が流行し、龍爪山では参拝者向けに「玉除^{たまよ}ようかん」などが販売されたという。人々は、できる限りの知恵を絞って徴兵から逃れようと努めた。しかし、その努力も国家の強権の前にはどうにもならなかった。それゆえ、人々は神仏に徴兵除けを願い、戦地^{おもむ}に赴かされた者やその家族たちは、弾丸除けを祈らざるを得なかったのである。

〈参考文献〉

大江志乃夫『徴兵制』（岩波書店）

牧原憲夫『民権と憲法』（岩波書店）

大江志乃夫・杉山金夫・巨島康雄ほか「静岡県内の徴兵逃れと弾丸除け信仰—奥山方広寺半僧坊・浜松只木神社天白社・竜爪山大権現・藤枝大井神社・由比藤八権現・富士宮本門寺—」（『静岡県近代史研究』第5号）

〈史料3〉 明治初年由比町近辺の社会風俗

（年代記語伝）

〔前略〕 当村方にて二人書上、内一人ハ五尺無之ニ付、清見寺区長扱所ニテ被相除、一人ハ静岡県庁工御呼出しニ相成、当人多分の心配いたし、是悲被相除候様ニト信心をいたし、親類近所一同其の当人の家ニ集り、神仏工参り、若者連中ニテモ昼夜信心いたし相詰居、扱又静岡郷宿迄見舞ニ集り、亦ハ便宜聞に参り、実混雜いたし申候、静岡郷宿ニ御調中七八日モ相掛り、神仏の御蔭敷被相除、目出度帰村いたし申候、其節庵原郡之内にて拾五人召出しニ相成、〔中略〕 東京兵隊屋舗工詰居り、武芸の稽古いたし居候、何歟國中ニ騒動出来候節ハ、右徴兵人数操出しニ相成、度々アヤウキコト到来、実ニ難渋の御役ニ御坐候、〔後略〕

〔静岡県史〕資料編16 近現代一 158頁



〈写真1〉 龍爪山の登山口で売られていた「玉除ようかん」の宣伝用幟